

令和3年8月27日

国土交通省

第1 基本的な考え方

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、「道路関係四公団民営化の枠組み(平成15年12月22日政府・与党申し合わせ)」において、「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づき、以下の3つの民営化の目的を提示されている。

- 1 道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済
- 2 有料道路として整備すべき区間について、民間の経営上の判断を取り入れつつ、必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設
- 3 民間のノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアを始めとする道路資産や関連情報を活用した多様なサービス提供等を図る

このため機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することが求められている。

また、民営化後10年を迎えた平成27年7月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検」では、有識者による検討会の意見として、これまで着実な成果をあげてきた基本的な枠組みについては、当面継続する必要がある一方、今後は民営化の目的に加え、民営化後の重大な災害や事故の発生による、国民の安全・安心な通行の確保に対する意識の高まり等を踏まえ、機構及び会社は、民営化時点では明示されていなかった役割についても適切に対応していく必要があるとされた。

特に、自然災害の激甚化・頻発化や加速するインフラの老朽化など高速道路を取り巻く国土・経済社会の現状を踏まえ、強靱で信頼性のあるネットワークの構築・機能維持などの取組を推進していくことが求められている。また、高速道路ネットワーク機能を健全に保つとともに、高速道路の維持・管理のあり方、高速道路の将来像、速やかに実現すべき料金制度のあり方等に関する社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会等での議論を踏まえ、会社と連携しながら、実現可能な取組から、順次、適切に実施していくことが

求められている。

こうした状況を踏まえ、機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るよう、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け
会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付けに関する業務については適切に実施するとともに、国及び会社と連携しつつ、高速道路の維持・管理のあり方の適切な見直しを図る。

このうち、会社と連携して設定しているアウトカム指標については、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替え等に加え、中期的な目標の適切な見直しや設定についても、機構が更なるリーダーシップを持って取り組むこととし、これを通じて、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービスの向上を図る。

なお、企画割引については、会社が貸付料の支払いに支障が生じない範囲で柔軟に運用できるように適切に対応する。

また、休日割引等についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動自粛への対応や交通状況等を適切に考慮し、会社と連携して、柔軟に運用する。

加えて、混雑状況に応じた料金の導入についても、会社と連携して、適切に検討を行う。

【上記措置を講ずる理由】

会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付けに関する業務は、安全で利便性の高い高速道路サービスを国民に提供する上で不可欠な業務であり、老朽化対策等の高速道路の安全性の一層の向上に向けた取組を含め、今後も適切に実施していくとともに、国及び会社と連携し、維持管理・修繕・更新の現状や新たな知見を踏まえて、高速道路の維持・管理のあり方を適切に見直す必要がある。

また、アウトカム指標の適切な見直しや設定は、高速道路の安全性・利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指標として計画的に取り組むことを促すために重要であり、中期的な目標の適切な見直しや設定を通じて、更なる計画的かつ実効的な事業実施の確保が期待される。

なお、企画割引については、観光振興や地域の活性化の観点から更なる推進を図る

ため、貸付料の支払いに支障が生じない範囲で、会社が地方公共団体や観光事業者等と連携し、柔軟に運用することが期待される。また、休日割引等についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動自粛や交通集中による渋滞の激化を避けるなどの観点から会社と連携しながら、柔軟に運用していく必要がある。加えて、混雑状況に応じた料金の導入についても、交通需要等の偏在による混雑の緩和を図る観点から、会社と連携しながら、検討していく必要がある。

2. 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済に関する業務については、引き続き適切に実施する。

このうち、債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金利の変動状況等を踏まえつつ、更なる調達の多様化に努めるとともに、資金借換需要減少下における資金調達のあり方を検討する。また、資産帰属計画の活用に向けて会社と連携して取り組むとともに、機構がリーダーシップを持って、会社との資金調達に関する情報の共有及び共通課題に対する検討を行う。

【上記措置を講ずる理由】

承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済に関する業務は、早期かつ極力少ない国民負担による高速道路の整備や安全で利便性の高い高速道路サービスの提供を図る上で不可欠な業務であり、金利、交通量、経済動向等を十分に検討した上で、会社と機構との協定において、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を適切に定めること等を含め、今後も適切に実施していく必要がある。

また、将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減、支払利子の圧縮、多額の資金の低利かつ安定的な調達等を図るためには、更なる調達の多様化に努める。さらに、今後見込まれる資金借換え需要減少下における資金調達のあり方を検討することに加え、債務引受額の平準化のため、資産帰属計画の活用に向けて、会社と連携して取り組むとともに、機構がリーダーシップを持って、会社との資金調達に関する情報の共有及び共通課題に対する検討を行う必要がある。

3. 会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付けに関する業務については、引き続き適切に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付けについては、会社による当該事業の速やかな実施を図るため、機構に対して国から交付されるスマート I C の整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金を財源として行われるものであり、今後も適切に実施していく必要がある。

4. 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

会社に対する災害復旧のための無利子貸付けに関する業務については、引き続き適切に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

会社に対する災害復旧のための無利子貸付けについては、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保を図るため、災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして国から機構に交付された補助金を財源として行われるものであり、今後も適切に実施していく必要がある。

5. 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み（会社の経営努力に応じた助成制度）に関する業務については、引き続き適切に実施するとともに、更なるコスト縮減や技術開発等が促され、この仕組みが会社にとってより活用しやすい制度となるような運用のあり方について検討を進める。また、効果の波及の観点から、開発された新技術を他の工事等に適用する方法についても検討を行う。

併せて、カーボンニュートラルに関する取組のように、我が国全体として進めている政策について、会社における積極的な取組につながるよう、更なる改善の検討を行う。

【上記措置を講ずる理由】

高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み（会社の経営努力に応じた助成制度）は、会社に対してコスト縮減や技術開発等を積極的に促すための制度であり、コスト縮減は国民負担の軽減に寄与するものであるため、今後も適切に実施していく必要がある。

また、維持、修繕、トンネルなどの大規模更新といった特定更新等工事の事業量が今後増大することが見込まれることを念頭に、更なるコスト縮減や技術開発等が促され、この仕組みが会社にとってより活用しやすい制度となるように運用のあり方について検討を進める必要がある。また、効果の波及の観点から、開発された新技術を他の工事等に適用する方法についても検討を行う必要がある。

加えて、高速道路が果たすべき役割を踏まえ、カーボンニュートラルに関する取組のように、我が国全体として進めている政策について、積極的に貢献していくべきである。

6. 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務に関する業務については、引き続き適切に実施する。

このうち、事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、道路管理事務の効率化、限度超過車両の通行の許可等の申請者の負担軽減・利便性の向上等を図るため、引き続きシステムの導入及び改良による手続のオンライン化等を進めるとともに、車両制限令違反車両について、自動軸重計測装置の活用を進める等により取締りの強化を図る。

未利用の高架下等について、占用入札制度を積極的に実施し、有効活用に努めるとともに、不法占用等については、是正措置を適正に講じる。

また、利用者のサービスの向上、地域活性化等の観点から、高速道路利便施設の連結については、国・会社・地方公共団体等との連携を図りながら、計画的に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

限度超過車両の通行許可など、道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務に関する業務については、安全で利便性の高い高速道路サービスを国民に提供する上で不可欠な業務であり、今後も適切に実施していく必要がある。

これらの業務の円滑かつ効率的な実施を図るため、システムの導入及び改良を行うとともに、令和4年4月1日から運用開始予定である「限度超過車両の新たな通行制度」に適切に対応する必要がある。一方、道路構造の保全を図るため、道路に負荷を与える車両制限令違反車両に対する取締りの強化を行う必要がある。

未利用の高架下等について、占用入札制度を積極的に実施し、有効活用に努めるとともに、不法占用等については、是正措置を適正に講じる必要がある。

また、利用者のサービスの向上、地域活性化等の観点から、高速道路利便施設の連結については、国・会社・地方公共団体等との連携を図りながら、計画的に実施する必要がある。

7. 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に関する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務については、引き続き適切に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、一般旅客定期航路事業及びその関連事業における影響の軽減を図るため、今後も当該業務を適切に実施していく必要がある。

8. 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州四国連絡鉄道施設に係る業務については、引き続き適切に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、本州四国連絡高速道路株式会社等の協力を得て、必要な鉄道施設の管理を実施するとともに耐震補強事業を着実に進めるなど、今後も当該業務を適切に実施していく必要がある。

9. 業務遂行にあたっての取組

業務遂行に当たっては、国・会社・地方公共団体との緊密な連携の推進、高速道路事業の総合的なコストの縮減、高速道路の利用促進、利用者サービスの向上、調査・研究の実施、環境への配慮、危機管理に関する取組について、引き続き適切に実施する。

このうち、環境への配慮については、環境負荷軽減に資する道路利活用や次世代自動車普及促進の観点から、会社等の関係機関等と連携しながら、適切に対応する。

また、利用者サービスの向上に当たっては、高速道路走行時の安全性や快適性等の向上を図るだけでなく、機構・会社等が所有する資産について、一層の活用が図られるよう柔軟な運用を検討するなど、SA・PAにおける利用者サービスの充実に向け、会社と連携しながら、引き続き適切に実施する。

加えて、調査・研究の実施等に当たっては、高速道路における自動運転の実装等の高速道路に関する新たな課題について、国及び会社と連携しつつ、機構の役割を適切に果たす。

デジタル化推進の観点から、資産保有者としてのデータ活用の会社間連携や新技術活用の促進、道路交通データのデジタル化の推進などに努める。

【上記措置を講ずる理由】

業務遂行に当たっては、国・会社・地方公共団体との緊密な連携の推進、高速道路事業の総合的なコストの縮減、高速道路の利用促進、利用者サービスの向上、調査・研究の実施、環境への配慮、危機管理に関する取組は不可欠であり、今後も適切に実施していく必要がある。

また、高速道路における自動運転の実装等の高速道路に関する新たな課題についても、適切に対応していく必要がある。

第3 組織の見直し

1. 組織形態の見直し

高速道路資産の保有及び貸付け、債務の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援するため、引き続き、現在の組織形態を維持する。

2. 組織体制の整備

必要最小限の組織により効率的に業務を運営していることから、引き続き、必要最小限の組織による効率的な組織運営に努める。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

1. 業務運営体制の整備

(1) 管理運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点も踏まえ、引き続き、リモートワークの推進など効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

(2) 内部統制の向上

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、引き続き、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。

(3) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府の方針

を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

また、リモートワーク時のセキュリティの強化を図る。

(4) 電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化を推進する。

2. 財務内容の改善

(1) 資金調達

債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金利の変動状況等を踏まえつつ、調達の多様化に努めるものとする。

(2) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(3) 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

引き続き、契約規程等に基づき、一般競争入札等を原則とし、随意契約については厳格に運用するなど、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(4) 給与水準の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、事務・事業の特性等を踏まえた合理的な給与水準とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることを鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

上記1(1)～2(4)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。